

奈良市公告第224号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和5年8月7日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良市表彰式用賞状毛筆筆耕業務
- (2) 業務期間 契約締結の日から令和5年10月23日まで
- (3) 業務概要 令和5年度奈良市表彰式の被表彰者へ授与する賞状の毛筆筆耕業務

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 令和5年度奈良市物品購入等入札参加資格者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。
- (4) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 過去2年間で、本市又は他の官公庁（特殊法人、独立行政法人を含む。）の発注において、本件と同等の業務の実績があること。

3 仕様書等を示す日時及び場所

(1) 日時

令和5年8月7日から令和5年8月23日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。

(2) 場所

奈良市総合政策部秘書広報課分室

4 質疑に関する事項

- (1) 仕様に関して質疑がある場合は、奈良市表彰式用賞状毛筆筆耕業務に関する質問書（様式第3号）に従い、電子メールにより提出してください。

- ア 提出日時 令和5年8月15日(火)午後3時まで
 - イ 提出先 奈良市総合政策部秘書広報課 分室
電子メールアドレス narahyosyo@city.nara.lg.jp
 - ウ 電話及び郵送、ファクシミリ等によるものは受け付けません。
- (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。
- ア 令和5年8月17日(木)午後5時までに市ホームページで公開予定。
 - イ 秘書広報課分室内において閲覧に供します。

5 入札の場所及び日時

奈良市役所 入札室(中央棟3階)
令和5年8月24日(木) 午後3時00分

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

- ア 一般競争入札参加申請書(様式第1号)
- イ 業務実績調書(様式第2号)
※別途契約書等の写しを添付すること
- ウ 会社概要(様式自由)

(2) 入札参加申請方法

令和5年8月7日から令和5年8月18日(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)に、奈良市総合政策部秘書広報課分室に(1)の書類を直接持参または郵送してください。電子メール、FAXでの提出は認めません。

郵送の場合は、信書を送ることが可能で到着が確認できる方法(簡易書留、レターパック等)で郵送してください(提出期間内必着)。申請受領証は発行しませんので、受付の確認が必要な場合は書留等の書類追跡サービスをご利用ください。

(3) 入札参加者の決定通知

8月22日(火)までに入札参加申請者にEメール及び郵送にて通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適合要件が判明した場合は、入札参加できません。

8 入札に関する事項

(1) 入札方法 持参入札とします。

入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記入してください。

各配布物それぞれに予定価格を設定し、全配布物の合計金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (2) 再度入札 再度入札は2回を限度とします。
- (3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 郵送・電話又はファクシミリ等による入札
 - ウ 委任状を持参しない代理人等による入札（年間を通じて委任されている者を除く）
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - カ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - キ 入札金額を訂正した入札
 - ク 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札
 - ケ 入札書の日付が入開札日でない入札
 - コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

9 落札者の決定方法に関する事項

奈良市契約規則第10条の規定により設定された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとします。
- (3) 入札に関する問い合わせ先
奈良市総合政策部秘書広報課 広報係
電話 0742-34-4710